

第二回國會
衆議院

治安及び地方制度委員會議錄第四十九号

昭和二十三年七月一日(木曜日)
午後四時十九分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

委員 小森藤三郎君 森千賀 康治君

理事 門司 亮君 理事 矢尾喜三郎君

理事 坂口 主税君 理事 高岡 忠弘君

理事 大石ヨシエ君

大内 一郎君 大澤喜平治君

大村 清一君 坂田 道太君

佐藤 通吉君 中島 守利君

原田 憲君 松浦 榮君

菊池 重作君 久保田鶴松君

松澤 兼人君 松谷天光君

高橋 長治君 高橋 禎一君

小枝 一雄君 川橋寛治郎君

出席國務大臣

國務大臣 野溝 勝君

委員外の出席者

議員 鈴木 仙八君

議員 大森 玉木君

專門調査員 有松 昇君

本日の會議に付した事件
警察官等職務執行法案(内閣提出)
(第二四号)

地方財政法案(内閣提出)(第一五八号)

地方配付稅法案(内閣提出)(第一六二号)

地方稅法を改正する法律案(内閣提出)(第一六三号)

地方自治法の一部を改正する法律案起草に関する件

○坂東委員長 開会いたします。

最初に地方財政制度改革に関する小委員長の報告を求めます。松澤君。

○松澤(兼)委員 今朝の懇談会におきまして、一應小委員長といたしまして本委員会に提出すべき地方稅制に関する修正の意見をまとめるようにという御付託がありまして、委員各位の御參集を得まして、いろいろ審議したのであります。この点は以前本委員会の中にも地方稅制改革に関する小委員会というものが設けられて、大体において現在提出されております地方財政法、地方稅法あるいは配付稅法等、これらの案件について審議を進めてまいつた關係もありまして、一應大体的方向というものはまとまつていたわけでありまして、本日小委員会においていろいろと論議いたしましたその結果について御報告申し上げます。

簡単に申しますと、稅の軽減をなすべき稅目といたしまして、事業稅全般を廃止すべしという意見が相当に強くあつたのであります。あるいは事業稅全部というところはどうか、特に供出してある部分、農業におきましては水産業におきましては、あるいは林業におきましては、供出してある部分だけは課稅の対象からは除外すべきであるという意見もあつたのであります。特に強い希望は、医師、歯科医師、助産婦等に対する特別所得稅を廃止すべしという意見、あるいはそれと同様に、弁護士その他の特別所得稅も、これを廃止する方が適當であるという意見も出たのであります。一致した意見といた

しましては、住民稅はあまり高すぎるから、その平均課率を引下げなければならぬという意見は、大体において一致した意見かと考えられるのであります。かようにいたしまして、減免すべき稅目、あるいは稅額等につきまして相談をいたしました結果、それでは増徴すべき、あるいは新たに徴収すべき点についてはどうかという点を考慮いたしましたのであります。一般の空氣は酒、タバコ消費稅というものを地方稅として設定すべきであるという意見が非常に強かつたのであります。しかし一應タバコの方は、タバコの價格の引上げもすでに議會を通過した關係もあつて、これは困難かもしれないから酒の消費稅を徴収すべきである。小賣價格に二割程度のものを課して、これを地方の財源とすべきであるという意見に大体一致を見たのであります。このほか藝妓であるとかダンサーであるとかいうような者からもつと税金をとるべしという意見、あるいは庭園稅、余裕住宅稅等を新たに設けるか、あるいはまたその課率を引上げていくべきであるという意見も出たのであります。かように案をとりまとめた結果、二つの案がまとまつたのであります。以下二つの案について御報告申し上げます。

第一案は、酒の消費稅を小賣價格の二割かけるといたしまして、約六十億を徴収する。及び電氣、ガス稅のうち重要産業用の電氣消費對する課稅除外の規定を廃止いたしまして、徴収で

き得るようにする。これで約五億程度のものが徴収できる。以上の六十五億を財源といたしまして、減免いたす部分としては、事業稅のうち個人の行う第二種事業對する課稅を廃止、これが三十九億八千万円、これは農業、水産業、林業その他原始産業に屬するものであります。

それから特別所得稅を廃止する。これは約九億円で医師、歯科医師、助産婦、弁護士その他のいわゆる自由業務に屬するものであります。

それから住民稅を、納稅義務者平均政府の決定では一千円とありますのを九百円に引下げる、かようにいたしまして十五億六千万円、減稅によつて生ずる歳入の減が六十四億四千九百万円とあります。先ほどの増徴分六十五億から差引いたしまして、五千百万円というものが生じます。これは地方の赤字公債の補填に充てる、それだけ赤字公債を抑えたいという案であります。

それから第二案は、増徴分は先ほど同様に酒の消費稅六十億、電氣、ガスの増徴分を見積り、減免を行います。稅收は事業稅のうち、個人の行う第二種事業對する課稅を、原案百分の十とありますものを百分の五に引下げます。これによつて收入減は十九億九千万円になるものであります。

それから特別所得稅の軽減であります。第一種業務に屬する分、すなわち医師、歯科医師、助産婦の分であり

ますが、百分の八から百分の四に減稅いたします。これが二億であります。それから第二種業務に對する分、弁護士その他の分でありまして、原案百分の十を百分の五に減稅いたします。その收入減が二億五千万円とあります。それから住民稅の軽減であります。納稅義務者平均一千円の原案を八百円に減稅いたします。これによつて生ずる收入減は三十一億三千七百七十七万七千七百円、先ほどの歳入増、すなわち六十五億から差引いたしまして、九億二千三百萬円、これを地方債の赤字起債に充てたいとして、地方債をこの金額だけ少くするといふ案であるのであります。これが先ほどの委員会において決定いたしました案でございます。第一案と第二案であります。

なおこの際特に委員長において適當にお考え願いたいことは、すでにこの委員会におきまして、あるいはまた地方稅制に関する小委員会におきまして、意見のほとんど一致しておると考へられます問題につきまして、お取計らいをお願いしたいのであります。それは地方財政法、地方稅法、あるいは地方配付稅法などを審議される場合におきまして、次のような点を十分政府において考慮してもらいたいという希望の意見であります。

その一つは現在提案せられております地方稅の中には、國民負担上適當でないと思われるものがあり、また提出されております稅制によれば、地方

第一類第二号 治安及び地方制度委員會議錄 第四十九号 昭和二十三年七月一日

紙をはらないと絶対に認められない、あるいは税務署のスタンプが押してないと絶対に認められない。それで線を引かれておるわけでありませう。今度無料入場者に対して線をどこで引くかというところは、私どもの個々の種であります。地方においていろいろな観点から無料入場者をかりに認めていただきまして、それでは複雑になつてしまふ。定員に限度がある。消防署もおれの方の係りだ、警察は取締上だといつて、今の状態では定員制で、通路にちよつと立つてもやまましに、そういうふうな連中に無料でものを見せる特典を興えることはどうか。ほんとうに商賣は成り立たない。九割以上の高率な税金を拂つて、営業者は建物を建てる、いわゆる興行場を設置するまでにはどのくらい苦心して建てておるか。わからない。そこに興行するが、もうかるか、もうからないかは水のものであります。もうかるものはつまり税をとる方で、頭から六割もつて行つてしまふ。あとの四割は宣傳したりその他いろいろな費用にかかると、もうかる場合もあるけれども、絶対にもうからない場合が多い。それになおかつ無料入場者に対して税金をかけられるなんというところは、とうてい不可能なことである。宣傳するのにも今までの税金をとられた上、なおポスターにより以上の税金を拂わなければならぬ。そのポスター一枚は、やはり税金を高めるゆえになる。宣傳することとは、百万円のものも百二十万円に上げれば、税金はそれだけ多くなるわけでありませう。これは自明の理であります。ところが今の状態は違ふ。かりに新しい料金によつて新しい大きな興行

をする場合は、物價騰貴あたりがなかなか許してくれない。原價計算がどうのこうのと言つて、まるで自分がやるようなことを言つて、私どもなんか二日も三日もそのために興行不可能の場合がある。それだけ一人の人のいことじやないか、権利を振うかといふ、そういうふうな扱いによつて、たいへん税金があがらないような場合、休場の余儀なきに至るような場合が往々にしてある。それらを徹底的によく改正された方がよいと思ふ。とにかくポスターをばらなくすれば人は来ない。はるとなれば税金を拂つた上に無料入場券に対して入場者並に税金を拂うということになる。たいへんなことになる。線の引き方はどうでもなるのであるから、その点ひとつ御了承を願ひたいと思ひます。

○大森玉木君 鈴木君の説明で大体おわかりだと思ひますが、無料であるものに税金をとられることは一体どういふことか、その点私はわからぬ。しかうて、本日どこで宴會をいたす、どううかおいでくださいと出したものに対して税金がとられまじやうか。私どもは無料招待券は、近所の人とか、あるいは今鈴木さんからお話になつたように警察の係りとか、そういう人たちにやるのである。だからどういふものが税金の対象になるというところは、私どももわからぬ。この点をひとつお聴かせ願つて、さらにあらためて私の意見を申し上げたい。

○野澤國務大臣 どうもどうもぼろぼろ三分の理で、皆おの／＼理屈があるのです。あるいは政府もさういふふうな税金をとればこれまたどうぼろといふことにも言えるかもしれませぬし、また片一方のようにそれをやめると言へば、またさういふ理屈もあるかもしれぬ。見よう／＼によつて、角度々々によつていろいろ意見もありまじやうが、大体さういふ情勢になつてきたときには、一体もとのかかるものに対して無料で見せるということも、私少しわからぬと思ふ。だから政府が無料を出すものに対して税をとるといふもの、わからぬかもしれませぬ。これは顧問答のようになるかもしれませぬが、もとのかかつたものをただ見せろといふものちよつとわからぬと思ふのです。しかし實際問題としては、今大森委員、鈴木委員の仰せになつたやうなことは私もわかるのです。しかし現在地方財政が非常に窮乏して困難な事情にあつて、特に入場税、酒、タバコ税を地方に委譲してくれといふ切ない要求がありまして、この入場税だけは地方に委譲することになつたのです。せつと、また以上申したやうな意見が出てくる。そこで徴税技術が非常に困難といひまじやうか、支障を來してくる。かくては徴税にもいろいろ影響をもちたして、さういふことになるのでございませう。そこで何といつても地方税として委譲するといふことは財源を多くする、徴税を多くするといふこととございませう。いろいろの意匠におきまして収入を多くするには入場者の数を多く見る、また多くしたいといふ氣持になつて以上の施策をいたしたのでございませう。さういふ御了承願ひたいと思ひます。

なほ先ほど申した通り、公務員及び徴税の係員、さういふ人に対しては、これは当然一般招待券とは違ふのでございませう。かような人々に対してしましてももちろん入場料はとらないといふことになつておられますから、その点御了承願ひたいと思ひます。

○大森玉木君 大臣は少し感違ひしておられるのじやないかと思ひます。ほんとうの招待券と、何かそれに紛らわしいものがあつて、あるいは徴税を阻害するがごとき行爲があつてはならないといふのであらうと思ひます。それだからといつて、さういふものを制限するといふことであるならば、それはいくらでも線が引けると思ふ。あるいはそれによつて何かを得んとして、たとえば招待券を出したためにその代りに金をもらふといふやうな方法で出すのは、これはいけないといふ見解をもつてよろしいと思ひます。今私がお尋ねいたしました無料というものは、これはわかれ／＼も何十年とやつておられますが、サービスです。そのサービスを、あなたは金のかかるものを無料でやるといふことはおかしいじやないかと云われるが、しかば金がつかつてもどちやうなサービスならば、酒も魚もただではない、やはりどちやうなサービスならばならぬといふときには、酒も魚もやはり金を出してごちそうする。さういふやうなことで、私どもの営業の中でも、やはり金のかかつたものでも、それはサービスだ、サービスをやるのはわかぬといふやうなことになるまいかと、人を招待して金をかけてごちそうしたといふこともわからぬじやないかといふことになつておられます。これは要な例であります。私はさういふ点から考えまして、今申し上げたやうに、その招待券のために何ものか得ん

とする紛らわしいものに対しては絶対にいかにいふに、これを區別してもらひたい。それならば私も承諾できるのです。それをただやるものが一体何でありまじやうか。税金にそれが関係ないたしませうか。その税金に關係しないものを課税するといふことはおかしいと思ひます。くだいようでありませうけれども、その代りに何か持つていく、あるいはいつ幾日を期して何々舞踏會を開くから御招待を申し上げる、といふがごとき行爲はこれにあるのである。さうしたものに對しては、あるいはそれにお花を持ってきたといふことになりませうから、これらに對しましては制限をするといふことは、あるいは税金の性質から、税をよけいといふ上から言つて、それが妥當だと思ひます。しかしながらサービスに税金をとるといふことは、大臣はいかに世の中が苦しいと言つても、政府がいかに先ほど言われたやうに税の徴收法に困られても、これはあまり苛酷だと思ふ。苛酷といふか何といふか、私ども了解に苦むのです。どうかこの点を大臣ひとつよく考へていただきたい。さういふことの案を出されたよくわかる方がおられれば、私どももお検討していただきたいと思ひます。

○野澤國務大臣 簡単に答へたいと思ひます。御趣旨の点はよくわかつております。こちらでも、地方の財政が非常に困つておられるのでございませう。少しでも多く財源を得たいといふ意図にほかならぬのでありまして、先ほど示したやうな招待券、無料入場者に課税をするといふこの範圍、限界といふものについては一應例をあげたのでございませうが、それについては地方の自治

体において、大体どの程度にするかという原則方針は中央の財政委員会の方針に従うのでございますが、どの程度までするかという点については、十分地方の自治体と折衝を願つて、その解釈は自治体において大体決定されると思ひますから、さう御了承を願ひたいと思ひます。

○鈴木仙八君 野溝さんのおつしやることは、かりに公務員、係官に対してはこれを認めるというのですが、そんなものは認めてくれない方がいゝ。あなたは少しはき違えておられる。私もそこを重点をおきたい。公務員、係官を認めて、定員は非常にわずかにすれば、一生懸命商賣する者は、係官までも認められてはたまつたものではない。警察の署員だとか、あるいは消防署の署員だとかいふので、家族までひつぱつて来られては困る。そういう者は今認める必要はない。そこに悩みがある。決して質問答へじゃないけれども、どうぼろ云々というお話もあつたが、われわれは一名でもよい入場者を入れて、そして一文でも税金をよけい拂つてもらふ。そしてまた一人でも多く入れて収益をあげたいというのが念願です。だから私もはポスターをはり、内容の表示をするといふことは、一名の入場者でもよい入れたのであつて、ただの者を入れたくない。そこをあなたはき違えては困る。だから警察官も消防署員も何もかも一切入れぬ。入れたならば五年以下の懲役に処するくらいまでやつていただきたいと思ひます。あなたは値打のあるものをただやるのはおかしいではないか。政府もどろぼろみたいなのではないかというお話もあつたが、と

にかくそんなものではない。私もほんとうに一生懸命にこれをやつて、内容の表示に対して何円という税金をとられて、なおかつ入場者一名について税金をとられる。そのビラをはらせるには、ただのものをやらなければ廣告はしてくれない。その代償なんです。これは結局その興行を盛んならしめるゆゑになる。税金をどうつぎとめるゆゑになる。それらに対してやるのも、線の引き方はいくらかもある。警察とか公務員とか、そういうものはあなたの特典のように言われるけれども、そんなものは認める必要はない。また私も言わんとするところは、その警察手帳なり、いろいろなものを持つてきて家族がはいる、それを制止するために招待券をやるのだから、それが限られた定員で無制限にはいられない。だから通路に立つてはいかぬ、定員何名のところに一名でも立つてはいかぬといううな、いろいろの意味で制限制約される。物價騰貴の方でもさうだ。係長がこの原價計算はどうだとかいふと、係長がどうだ、それだけでも興行は遅れていく。一人の係官のひねくれた心持によつてどのくらい業者は損害をしていくかわからぬ。決して警察官だの公務員は入れてもらいたくない。だから公務員は一切出入すべからずという程度までやつてもいい。あるいは監視のためにいくものならば、警察手帳がなければ一日に一名、消防署員が一名というふうに認めていただきたい。それからまた内容の表示に対する宣傳物に対しても、どうしてもこれはやらなければならぬ。税金を上げる区役所だつてさうでしよう。場合によれば、福引を賣るにして

も何にしても、いろいろ宣傳をするでしょう。興行者は収益をあげるためには一生懸命やります。従つて税金の金額は嵩むわけですね。そういうものにまで課税をするということが私には不思議に思われる。警察なんかどうでもいいのです。ですから公務員は一切入れないこと、地方においてもさうです。木戸口へ立つて監視をしてくれることが一等いい。無料入場者をそれで抑制してくれることが一等いい。ただ十五割の税金をとつたり、宣傳しても税金をかけるというやり方、いながらにしてうんと税を取上げる手口よりも、一人々々興行場の木戸口へ立たして監視させることが合理的であり、合法的で、一等いいことなんだ。そして無料入場者はいかぬ。警察官であろうが、不良であろうが、消防署員であろうが、そこへ係官を立てて、入場者を抑制するといふお考えがあるかどうか。この点を御聞きしたい。

○野溝國務大臣 簡単に答へたいします。もちろん中央から業務員及び公務員等をどのくらい入場させるということについては今日地方の財政を維持する上において、地方自治体が少数に制限されることと思ひます。またつとめて最低限度に努めたいと思ひます。なおさうな点については十分自治体においての條例の決定を得るよう指示するつもりでございます。

それから第二の点について、なるべく入場させないで、むしろ外に立たしておいた方がいい。外に立つていて無料入場する者に対しては入場料をとるようにした方がいいという御意見でございますが、できることならばさういふこともしてみたいと思ひます。これ

については特に関係方面から地方へ入場税を委譲する場合は、嚴重に監査並びに收税をせよという意見もありますので、特に御意見をまつまでもなく、地方において自主的な見解に立つてもさういふ点には鈴木委員の御指摘以上に細心の注意を拂つて調整したいと思ひます。

○鈴木仙八君 私の申し上げたいのは公務員の問題です。公務員たるものは興行場へほんとうに必要な一、二名の者以外は出入せざるやうという厳達をしてもいい。あなたののおつしやることは、公務員を特別の方法をもつて無料入場してもいいといううなことに私はは難を感ずる。どうしてさういふ権利があるのでしょうか。公務員だからといつて、どうしてあなたはさういふことをお認めになるか。また興行に携つておる者の家族とか、従事員とかいふものに対してはさういふ権利があるかないか、場合によれば努力に対する報酬で、家族に見せなさいと招待券をやる場合もある。それからさういふことが、宣傳のビラ下の券の場合はほんとうにお認め願えないのか、かりにある線を引いて、賣上げ枚数何百何十枚、何千何百枚の何割とか何分といふものは招待券によつてこれを認めるといふ制度を認められるかどうか。その点について陳情したいと思ふ。野溝さんの言われるのは公務員に対して特権を與えるやうなお言葉ですけれども、どうも野溝さんに似合わないこととおつしやると思ふ。この弱い興行者は、係りの役人にいじめられておる。實際あらゆる面においていじめられておる。何といふか、みんななわ張りみたいな、役得みたいなもので、一つの問題といへどもふんぞり返つて、役所におれば業者をいじめておるといふやうに私は思ふ。ほんとうにさういふやうなことを體驗しておる。三日も五日も休むやうな場合もある。これは物價の問題とは違ひますけれども、さういふことがあるのですから、ここで私がお願いしたいことは、宣傳上の無料招待券、これは必要欠くべからざるものです。興行を盛んならしめるために、税金をよけいあげるために必要なもので、税金をよけいあげるのうちの何割とか何分とかいふものは認めるということに御訂正が願えないか、それから公務員に対する問題、これはほんとうに嚴重に警告をしていただくといふことに何とかお願いができませんか。重ねてお願いしたいと思ひます。

○野溝國務大臣 非常に切實な御質疑でございますが、私の先ほど答へしたのは公務員が無制限に公務を理由にして入場していいという意味で申したのではない。公務員に対しては公務執行に必要な限度にはやらせないつもりでございます。これについては特に制限をすべく各自治体に、通達したい。かように思つております。なお数のことについては、ここで何名にするかといふことは検討してみなければわかりませんので、十分御趣旨の点について検討して制限したいと思ひます。

それからビラ下の問題はいろいろ御意見もあつますが、目下のところさうな案を許す意見は持つておりません。

なお一つ申し上げておきたいのでございますが、パスといふか、公務員あるいは業務に關係のある者が、公務執

行あるは業務執行のために参るとい
う場合におきましても、絶えずその証
明書を見せて、それが本人であるかど
うかという点についてこれを立証す
べき、ただ単なる文字のパスだけでな
く、写真か何かを入れた立証すべきも
のを規定したいと考えております。

○鈴木仙八君 はなはだ長くなりまし
て恐入りますが、それは立証されても
混雑してはかたがたないのです。あなた
は実際のことをお知りにならぬからわ
からぬでしようが、それを許した場合
に、警察手帳を見せてどん／＼はいつ
てしまふ。定員三百か四百のところ
で、多いところは百名くらいはいつて
しまふ。どうしてあなたの方は、野澤大
臣もそうですが、業務上欠くべからざ
る宣傳方法に対して認めることができ
ないのですか。どうもあなたの方はき
進んでおられるのではないか。なぜわ
れわれが警察に——警察と言つては変
ですが各官廳に招待券を認めていただ
きたというの、いろ／＼の証明書
か何かでやられると困るのです。招待
券でなくちや困るので、それにしてく
ださいというひとつの断りの方法な
のです。あれを認めたら近所中の警察
署、近所中の消防署、近所中の官廳か
ら来るのです。それでそれから實際の面
において成立ちません。そんな特権を
どうしてあなたはお與えになるのでし
ようか。ですからかりにその所轄とか
消防署に限つては、一枚とか二枚のパ
スでも出しておくといい程度にするこ
としていただきたい。この興行とい
うものが収益のうんとあるものならい
いのです。興行場なんというものは収益
は全然ないのです。今日頭から十五割
の税金というものをとつていられるの

です。収益はないのです。収益のな
いところの興行を不可能に陥れること
はどうかという点、それからもうい
うふうな公務員のことを認められる
ならば、やはりこれに従事している人
の特権も認めてやるのが人情じやな
いのですか。

○野澤國務大臣 大体鈴木委員には御
了解願つたんじゃないかと思つてい
ますが、営業者としての氣持はよくわかる
のでございすが、この地方財政が、
住民全般にわたつて新税あるいは税の
増率が行われまして各方面から苦情が
あるのをごさいます。ひとり入場税ば
かりではございせんので、その点は
御了承願ひたいと思ひます。なおこの
点誤解されているのではないかと思ひ
ますが、公務員に対しては制限をする
のです。あなたの言われるように、大
勢はいつて困るというところはさ
ようにやつていられるのですから、その点
はどうぞ誤解のないように願ひます。
○菊池(重)委員 どうも野澤國務大臣
と鈴木さんとの質問應答は、びつたり
ピンと合つていない。鈴木さんは公
務員以外の者は絶対に入れないとい
う点だけで、簡単だと思ひます。それ
を答弁の方は、ここがはつきりしてな
い。公務員として、任務を帯びてそこ
を臨検に來たとか、監視に來たとかい
う人以外は入れないというようにして
もらへばいいのだが、そちらの方の話
は警察官であればいいつてもいいとい
うようにしか聞えないのです。そこ
をはつきりしてもらひたい。

迷惑であります。従つて両方迷惑であ
りますので、それらに対しては市町村
條例、あるいは縣の條例でこれは適当
にきめられるのであります。今回の地
方税の改正は、單に今まで國でつて
おつた入場税を地方に委譲するとい
うだけであつて、税率はちつとも變つて
いない。實際變るのは徴税者が國であ
るか府縣であるかだけであつて、従
つても大臣の指示がありとするなら
ば、なるべく税金のあがるように、必
要以上に無料の——いわゆるビラ下で
あるとか、招待券であるとかいうもの
は、こちらから見ますと無料のように
思われるが、業者の方では、それは宣
傳の一つの方法であり、あるいは營業
の一つの方法である。人をたくさん
集める一つの方法であるという限
度においてこれを発行されている。それ
以外に、まったくさういふものから度外
視された警察官といふものが、自分の
職権をかさに着て大勢はいるといふこ
とは、両方迷惑だから、さういふもの
に対しては、大臣から地方官廳に、そ
ういふことのないようにというよう
な通牒でもひとつ発していただいて、あ
とは地方自治体の條例でそれを定めて
もらうというようにしてもらへば、そ
れで話は済むのではないかと思ひま
す。その話の食違ひがあるのではない
かと思ひます。

○野澤國務大臣 ただいま門司委員の
御説明のようであれば、さうなことは
よく承つておりますから、そのよ
うにいたします。

○松澤(重)委員 先ほど私第一案及び
第二案として御報告申し上げましたこ
とは、委員長から皆様にお話くださ
いまして、大體了承を得たようであり

まして、私といひましたは、非常にう
れしく考へておるわけでありまして。た
だし、いよいよ修正案として具体的
なものを關係方面にもつていく場合に
おきましては、第一案、第二案とい
うようなことでは、ちよつと通りくい
かと存じますので、もしできまされ
ば、このうちどちらの案を採用する
か、あるいは第一案と第二案とつき合
わせて、固まつた案として持つていく
方が適當でないかといふことを一應お
諮り願ひまして、委員長においてしか
るべく關係方面と御折衝くださいま
すれば仕合せだと思ひます。

○坂東委員 ただいま松澤君の御發
言がありました。第一案、第二案の
選択をいかがいましてしようか、お諮
りいたします。

○千賀委員 私は第一案をわれ／＼の
基本の案とされたいと思ひます。そし
てなお第一案につきまして全力を盡し
て了解を求めよう、これがどうし
ても不可能であるという場合には、さ
らに第二案に移ることもやむを得ま
せんが、まず基本的に第一案といふこ
で猛進していただきたいという考えを
もつております。

○中島(守)委員 第一案に賛成であり
ますが、これを了解を受けるには、委
員長だけでも非常に苦しい立場に置か
れるかもしれないから、この点に關し
ては各黨の理事の中から一人ずつ御同
伴願ひたいといふことを提議いたしま
す。

○坂東委員 それでは案は第一案を
主とし、なお中島君の御意見の通り取
計らうことに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○坂東委員 御異議ないものと認め

ましてさう取計らいます。

○小枝委員 これは關係筋への折衝に
ついては何ら影響のない問題でありま
すが、他にその機会がないかもしれま
せんから、この機会に私の修正意見を
申し述べさせていただきますと思ひま
す。税法の第六十七條の問題でありま
すが、その第六十七條によりまして、
「事業税の標準賦課率は、法人(特別法
人を除く)の行う事業及び個人の行う
第一種事業に対するものについては百
分の七・五、特別法人の行う事業及び
個人の行う第二種事業に対するもの
については百分の五とする」といふこ
とがありまして、2に「前項の特別法人
とは、左に掲げる法人をいう」とい
ふところにもつてまいりました。農業協
同組合、あるいは産業組合、貸家組
合、信用組合、商工協同組合、漁業組
合、森林組合、道府縣林業會、赤系共同組
合、農林中央金庫、商工組合中央金
庫、殖産組合、相互保險會社等々あら
ゆる組合關係のものが列載されてお
るのであります。しかるにこれと同じ性
格をもつところの各地方にあります林
産組合といふものがここに掲げられて
いないのであります。林産組合は、申
すまでもなく、林産物の素材生産をす
る者の組合でありまして全然それらの
組合と同じように性格も明確であり、
また利益もつております。殊に近
來における製材業、あるいはそのほか
木材關係の事業が非常に低調であつ
まして、倒産者が相次ぐ状態であつて、
この組合の経営といふものは容易なら
ざる事態に直面いたしております。こ
のときにあたつて、これらの列挙して
あります組合と同じような性格を持つ
林産組合のみが残されておるといふこ

とは、私ははなはだ不合理であると思うのであります。従つてこの第八項の都道府縣の林業会及び日本林業会の次にもつてまいりまして、「及び林産組合」という一項目を加えていただきたいと思ひます。以上私の修正意見を申し述べた次第であります。

○坂東委員長 お諮りいたします。ただいま小枝君の修正意見は關係方面に打合せに参ります委員に御一任を願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それではさよう決定いたします。

次にはお手もとに配付いたしました警察官等職務執行法案の修正案を当委員会の修正意見といたしまして、その筋に打合せにまいろということにいたしました。その筋でもしこの修正案に〇・Kを與えてくれますならば、それをもつて本委員会の議決となすことといたしました。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは異議ないものと認めます。

次に建設院の出先機關閉止に伴う都道府縣に建築局、これは東京都ですか、その他府縣には建築部設置に関する件を議題に供します。

さてお手もとに配付の地方自治法の一部を改正する法律案を、当委員会の一應の案といたしまして、その筋に打合せにまいること御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは他に御意見ございませんか。——本日はこれをもつて散会いたします。

午後五時二十三分散会

昭和二十三年十月十三日印刷

昭和二十三年十月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局